

送配電部門の公平性・透明性確保の在り方

- 電力供給システム全体の供給信頼度を確保するためには、発送配電設備を一體的に形成するとともに、電力供給を瞬時瞬時にバランスさせ、系統運用を的確に実施することが重要。そのためには、送配電部門への情報集約と調整機能の付与が不可欠。
- 他方、小売自由化範囲を拡大すれば、送配電部門が調整を行う発電・販売部門が多数の事業者から構成される構造はますます強まる見込み。
- 電力会社の送配電部門の社会的信頼性を確保するためには、電力会社の自主的対応だけではなく、実効性が担保された行為規制が必要。

給電計画・指令機能の位置付けの整理

給電計画・指令機能(中央給電指令所等)としては、発電部門の一部としての需給計画策定・給電指令と送配電部門としての信頼性維持のための系統運用等(周波数調整、インバランス調整及びそれに必要な電源の運用)が同時に行われている。このため、送配電部門の公平性・透明性の確保の前提として当該機能について以下のように整理することが必要ではないか。

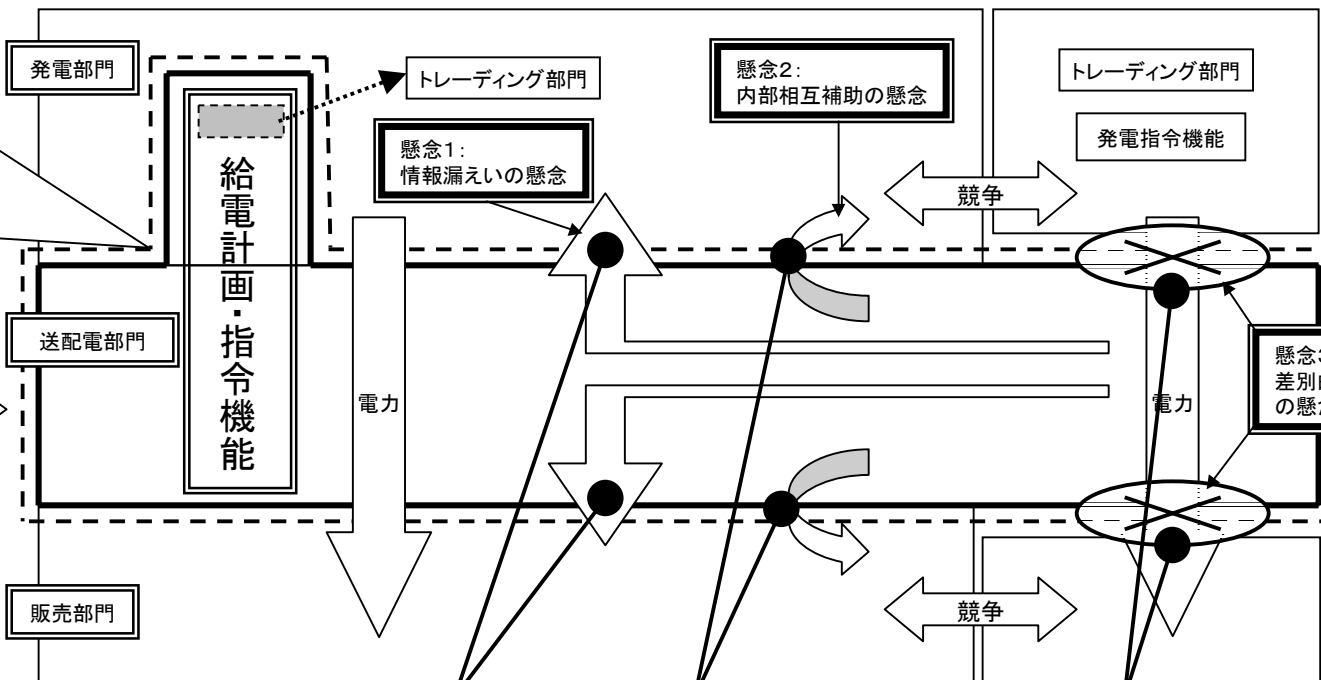
情報遮断: 給電計画・指令機能を担う部署は全て情報遮断の対象に含めるべきではないか。

会計分離: 需給計画策定・指令と系統信頼性の維持のための系統運用に要する費用について、適切に会計分離を行うべきではないか。

その他: 卸電力取引市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門については発電・販売部門として位置付けるべきではないか。

一般電気事業者
*卸電気事業者等からの卸電力購入の場合を含む。

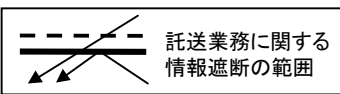
特定規模電気事業者
*自家発電余剰の購入等の場合を含む。



中立機関

ルールの策定・監視
斡旋・調停

設備形成、系統アクセス、系統運用、情報開示に係るルール
(第2回市場環境整備ワーキンググループで議論済み)



公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為のイメージ

- ①託送に関連した情報提供窓口は、送配電部門とする。
- ②送配電部門と他部門は別フロアーにする等、物理的に隔絶する。
- ③人事交流に当たっては、送配電部門と他部門の情報遮断を確保する。
- ④送配電部門は、情報遮断に関する社内マニュアルを作成、公表し、厳正に実施する。等

行為規制1: 送配電部門の得た情報の目的外利用の禁止(情報遮断)

・送配電部門が、託送業務において知り得た情報を、当該業務の本来の目的以外の目的のために、自己若しくは自己の関係事業者又は他の事業者で利用し、又は提供しないことを、実際の被害の有無に関わらず法的に担保すべきではないか。
→ 別紙1

行為規制2: 内部相互補助の禁止

・託送等の業務により送配電部門に生じた利益が、他の部門で使われていないことを監視するため、送配電部門の託送等の業務に係る収支計算書等の作成及び公表を法定により義務付けるべきではないか。 → 別紙2

行為規制3: 差別的取扱いの禁止

・送配電部門の託送に係る業務において、特定の電気事業者(自社の発電・販売部門を含む)に対して、不当に差別的な取扱いをしないことを法的に担保すべきではないか。
→ 別紙3

行政による事後チェック機能の整備